

岡山県人権政策審議会規則

〔平成9年4月1日
岡山県規則第48号〕

- (趣旨)
第1条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)第4条の規定により、岡山県人権政策審議会(以下「審議会」という。)の運営、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。
- (所掌事務)
第2条 審議会は、人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権政策に関する重要事項について調査審議する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項について、知事に意見を具申することができる。
- (組織)
第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、人権問題に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- (委員の任期)
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- (特別委員)
第5条 審議会に、委員のほか特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、人権問題に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 特別委員は、議決に加わることができない。
- (会長及び副会長)
第6条 審議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (小委員会)
第8条 審議会に、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、委員若干名で組織する。
- 3 小委員会の委員は、会長が指名する。
- 4 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから互選する。
- 5 小委員会の委員長は、会長の命を受け、小委員会の会務を総理し、小委員会の経過及び結果を会長に報告する。
- 6 小委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (委員以外の者の意見の陳述)
第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会又は小委員会の会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。
- (庶務)
第10条 審議会の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において行う。
- (その他)
第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
- (関係規則の廃止)
2 岡山県同和対策推進協議会規則(昭和43年岡山県規則第1号)は、廃止する。
- 附 則(平成10年規則第27号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則(平成14年規則第57号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年規則第34号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年規則第36号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(平成22年規則第44号)
(施行期日)
1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- (施行期日)
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。